

# HIV感染者・ ハンセン病患者等の人権



## 「療養所」の実態

元ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会

こだま ゆうじ  
会長 故・笹 雄二さん

国はハンセン病患者に対し、強制隔離しただけではありません。収容した療養所では、重症者の看護、眼や手足の不自由な人の介護、そして食事運搬や土工・木工、さらには亡くなった療友の火葬までも、入所者に強制的にやらせたのです。また、療養所内での結婚の条件として子供が産めない手術を強制されたりしました。さらに、こうした措置に不満をもらせば、次々と療養所内の監禁所に入れられました。栗生楽泉園には全国のハンセン病患者を対象とした「特別病室」という名の重監房があり、零下20度にもなる極寒の環境下で食事もろくに与えられず、たくさんの方が亡くなったのです。

## 夢見る故郷の空

ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会

たてやま いさお  
事務局長 豎山 勲さん

中学校二年生13歳の時、体に発疹が現れ、まもなく校長先生から「きみは学校へ来なくていいよ」と言われました。そして何かなんとか分からないうちに、星塚敬愛園に入所させられ、園に着いたその日に強制的に偽名を名のらされました。はじめて外出許可をもらい故郷の父に会い帰りましたが、そこに待っていたのは「もう二度と帰ってきてくれるな。兄や姉たちにも迷惑がかかるといけないから」との父のことばでした。父にそう言わせたのは「らい予防法」があったからです。それは私から家族を、友達をそして故郷を、さらには教育を奪いました。以来私は帰郷をあきらめ夢の中でしか故郷へは帰れなくなりました。父が亡くなったのも知らされず、知ったのは亡くなってから6年後のことでした。

厚生労働者「ハンセン病の向こう側」より

「深海に生きる魚族のように、  
自らが燃えなければ何処にも光はない」

あかし かいじん  
ハンセン病の歌人・明石 海人(歌集『白描』序文より)

ハンセン病の歌人・明石海人は、26歳の時にハンセン病を発病し、長島愛生園で療養生活を送りました。その中で、短歌を通じてハンセン病に苦しむ人たちの生活・心情を世に伝え、理解してもらえることを願っていました。

病気を深い海にたとえ、その中で光を見つけるには深海魚のように自分自身が輝くことだ、というこの言葉は多くのハンセン病患者を勇気づけました。



伊勢市環境生活部  
人権政策課

TEL (0596) 21-5545  
URL <http://www.city.ise.mie.jp>



## 感染症と人権

細菌やウイルスなどを原因とする病気を感染症といいます。感染症に関する誤った知識や偏見によって、感染症の患者やその家族等に対して、いまだに多くの人権侵害が起きています。

## HIV／エイズについて

エイズを引き起こすウイルスをHIVといいます。HIVに感染したことで、身体の免疫力が低下し発症するのがエイズ（後天性免疫不全症候群）です。

### ① 感染経路は特定されています

HIVは感染力の弱いウイルスなので、HIVの感染を防ぐのは難しいことはありません。また、感染経路は3つ（性的接触、血液感染、母子感染）に限られているため、次のようなことでは感染しません。

- ・握手や会話
- ・便座や食器、タオルなど日用品の共用
- ・軽いキス
- ・血を吸った蚊やダニなどに刺される
- ・せきやくしゃみを吸い込む
- ・お風呂やプールなどに一緒に入る

### ② 治療法が進展しています

新しい治療薬の開発等により、感染しても発症を遅らせたり、発症した場合でも日常生活に支障のないレベルに回復するケースが多くなっています。

### ③ 気軽に検査・相談ができます

全国の保健所で、無料・匿名でHIVに感染しているかどうかを検査したり、相談したりすることができます。



## ハンセン病について

ハンセン病は、「らい菌」に感染したことで起こる感染症です。

### ① 遺伝病ではありません

ハンセン病は、感染症であり遺伝しません。かつては、遺伝病と誤解されていたこともあり、本人だけでなく、家族までもが差別の対象となることがありました。

### ② 感染力は弱い

ハンセン病の原因となる「らい菌」は非常に感染力の弱い細菌です。感染し発病することは、まれです。また、完治した人から感染することはありません。

### ③ 治療ができる病気です

ハンセン病は、優れた薬が開発されたことにより、現在では確実に治療ができる病気となっています。早期に治療することにより、後遺症を残すことなく完治できます。

## ハンセン病と隔離政策

ハンセン病は、かつては遺伝病であると誤解され、「不治の病」と恐れられていました。そのため、家族に迷惑がかかると考え放浪せざるを得ないハンセン病患者の人々が多くおり、1907（明治40）年の「<sup>らい</sup>癩予防ニ関スル件」という法律により、そうした人々を療養所に入所させました。昭和に入ってから、各県がハンセン病患者を競って入所させる「無癩県運動」が広がり、1931（昭和6）年には「癩予防法」が制定され、強制隔離政策が強化・拡大されました。



その後、特効薬が開発され、1940年代にはハンセン病は完治が可能になりました。

しかし、1953（昭和28）年に制定された「らい予防法」には、依然、患者や回復者の強制隔離を定めており、隔離する必要のない人を隔離するという重大な人権侵害が同法の廃止される1996（平成8）年まで続きました。

隔離されることに加えて、療養所の中では、男性は断種させられたり、女性は妊娠がわかると強制的に中絶させられたりしたほか、規則等に従わない人は監房に閉じ込められるなど、様々な人権侵害がありました。

この約90年にわたる隔離政策により、「ハンセン病は怖い病気である」という意識が社会に定着し、差別や偏見の一因となっています。

私たちは、これらの病気に対して過度に危機意識を持つことのないよう、正しい知識を身につけ、差別や偏見を解消することが必要です。